

平成 20 年 4 月 1 日

## 平成 20 年度「地方の元気再生事業」募集要領の公表について

内閣官房 地域活性化統合事務局 九州圏・沖縄県地方連絡室

地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日）に基づき平成 20 年度より創設する「地方の元気再生事業」について、別紙のとおり募集要領及び提案書様式を公表いたします。

なお、募集期間は平成 20 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 16 日（金）となります。

### （概要）

#### 1．趣旨

地方再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトの立ち上がり段階からソフト分野を中心に集中的に支援を行い、地方の実情に応じた生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつけることをねらいとする。

#### 2．応募主体

地域活性化に取り組む法人（NPO 等）

地方公共団体

地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会

#### 3．スケジュール

（周知期間） 平成 20 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 30 日（水）

（募集期間） 平成 20 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 16 日（金）

（事業実施開始）平成 20 年 8 月中下旬以降～平成 21 年 3 月末

### 問い合わせ先

内閣官房 地域活性化統合事務局 九州圏・沖縄県地方連絡室

山下（03 - 5510 - 2173）

大塚（092 - 472 - 2315）

## 地方の元気再生事業 募集要領

平成20年4月1日  
内閣官房地域活性化統合事務局  
内閣府地域活性化推進担当室

### 1. 制度の趣旨

地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」(平成19年11月30日)に基づき平成20年度より創設する「地方の元気再生事業」の対象となる取組の提案を募集します。

地方の元気再生事業は、地方再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトの立ち上がり段階からソフト分野を中心に集中的に支援を行い、地方の実情に応じた生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつけることをねらいとするものです。

地方の元気再生事業は、地域活性化に係るプロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階における先進的・総合的な取組を公募し、支援を行うものです。取組テーマに限定はなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を提案することができます。提案されたプロジェクトは民間有識者からなる地域活性化戦略チームの意見を踏まえた上で選定され、全額国費による国からの委託調査として実施されます。

### 2. 応募主体

以下の ~ のいずれかに該当すれば応募することができます。

地域活性化に取り組む法人(NPO等)

地方公共団体

地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会

なお、 の法人が応募する場合であって、平成20年度に行おうとする取組や、平成21年度以降の展開の内容に、地方公共団体の予算事業を含む場合又は地方公共団体からの支援を受けて行う取組を含む場合には、関係する地方公共団体から推薦を必ず得ていただく必要があります。(別紙1様式記載要領参照)

また、 の法人格なき協議会が応募する場合には、本事業に係る委託契約の相手方となる者、協議会の規約(意思決定方法、会計管理方法等を含む)、協議会内での役割分担等を応募時に明らかにして頂く必要があります。

### 3. 募集する提案

地方の元気再生事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものであり、提案内容について審査を行った上で選定された提案を内容とする調査を提案者に委託するものです。以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

#### (1) 募集する提案の内容

##### (取組内容)

地域の創意工夫や発意を基点とした自主的な取組に関する提案を募集します。提案の内容については、限定いたしません。例えば以下の分野を複合的に組み合わせた取組とすることが考えられます。

- 地域産業振興
- 地元の資源を活かした観光振興
- 農林漁業振興
- まちづくり・都市機能向上
- 大学と地域の連携
- 高齢者に対する福祉・介護サービス
- 生活交通の確保

##### (数値目標等の設定)

実施される取組の効果を把握するため、数値目標等効果測定が可能な目標を設定することが必要です。

##### (取組の目指すべき方向性)

###### 複合的な取組

地域産業振興、観光振興、農林漁業振興、生活交通の確保などの様々なテーマを有機的に組み合わせ、地域活性化を実現する複合的な取組  
先導性・モデル性のある取組

地域が抱える課題を民の発意を起点とした先進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性を備えていることにより、他の地域の取組の参考となり得るモデル性を有していること

###### 持続性ある取組

一過性の取組に終わることなく、地方の元気再生事業を通じて地域の担い手の自発的やる気を引き出すことにより、取組が本格的な展開へとつながる持続性ある取組

相乗効果・波及効果の見込まれる取組

他の取組と連携すること等により当該取組との相乗効果・波及効果が見込まれる取組

主体的な取組

地域の関係者が各々明確な役割分担の下、自ら判断し自ら実行する実施体制を確保している等の主体的な取組

計画性ある取組

地域活性化の全体構想が明確かつ具体的であり、かつ、当該構想の実現に向けた取組が整合的であるなど、目標達成に向けた計画性ある取組

## (2) 本事業による支援対象となる取組と経費の範囲

### (本事業による支援対象となる取組の範囲)

募集する提案は、地域活性化の本格的な取組につながるプロジェクトの立ち上がり段階での地域の合意形成やプロジェクトの検討に向けた民間を中心とする取組を対象とします。公共施設、公用施設その他の施設整備事業は対象とはなりません。

#### < 支援対象となる取組の例 >

上記(1)に例示された各分野におけるソフト面の取組が対象となります。例えば以下に掲げる取組が想定されます。

- ・ 各分野に係る人材の育成や専門家の派遣等の取組
- ・ 各分野に係る新たなサービスの提供や地域におけるビジネスの展開に係る社会実験、実証実験等の取組
- ・ これらの取組に関連する地域関係者の意識啓発や運動の展開に必要なシンポジウムや説明会の開催、PR 等

#### < 支援対象とならない取組の例 >

- ・ 一過性・単発のイベント等の実施やシンクタンクによる地域ビジョンの取りまとめ 等

### (本事業による支援対象となる経費の範囲)

支援対象となる経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置することができるものに限りです。

#### < 支援対象とならない経費の例 >

- ・ 提案団体の通常の運営経費等、提案のあったプロジェクトの実施に直

接に必要な経費以外の経費

- ・平成20年度内に実施されない活動に係る経費
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費
- ・施設整備費等、調査委託の範囲に含まれない経費 等

### (3) 実施期間

実施期間は平成20年度の調査委託期間内とします。調査委託契約締結時期は概ね夏頃を予定しています。

また、地方の元気再生事業の予算を平成21年度に繰り越すことはできません。複数年度にわたる事業であっても、平成20年度に募集する取組は年度内に実施されるものに限りです。

### (4) 実施体制

提案に基づく取組は、原則として受託者が自ら行うこととします。

受託者以外の者が当該取組の一部を受託することも可能ですが、この場合、受託者が、委託者である省庁からあらかじめ承認を得る必要があります。

協議会による提案の場合、応募の際に協議会の構成員毎の役割分担を予め示して頂くこととなります(2. 参照)。この場合、提案書類において示された当該役割分担の範囲内で協議会の構成員に対し、再委託を行うことができます。

## 4. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、別途提示する様式に簡潔・明瞭に記入の上、提出してください。なお、様式については内閣官房地域活性化統合本部会合のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)にあるファイルをダウンロードして使用してください。

## 5. 募集期間等

(周知期間)

平成20年4月1日(火)～4月30日(水)

周知期間内には各ブロックで説明会等の周知活動を実施します。

(募集期間)

平成20年5月1日(木)～5月16日(金)

(募集締切)

平成20年5月16日(金)17:00必着

締切後の提出は一切認めません。

## 6. 応募後の手続とスケジュール

(ヒアリングの実施)5月下旬～6月上旬

募集期間終了後に、応募内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、提案のあった地域を担当するブロック担当参事官等から必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

(選定)7月中下旬

全国から応募のあった提案について、「3.(1)(取組の目指すべき方向性)」を選定の基準とし、有識者からなる地域活性化戦略チームでの検討・助言を経て、地域類型(「地方都市」「農山漁村」「基礎的条件の厳しい集落」)や施策類型間バランスも考慮しつつ選定します。

(契約締結)8月中下旬～

本事業の予算は、内閣府地域活性化推進担当室に計上されますが、選定された提案に係る予算執行を円滑に行うため、調査内容に最も関係する省庁に予算を移し替えます。その上で、当該省庁が、選定された提案の応募者(提案が法人格なき協議会(2.)によりなされた場合には応募時に示された契約の相手方となる者)と契約手続を行います。契約条件の詳細につきましては契約を行う省庁から契約の受託者に対し個別に協議させていただくことがあります。

(評価)2月～3月

選定された取組の成果を把握するため、平成20年度内に取組の評価を実施します。評価には取組の実施状況、効果、数値目標の達成状況を含みます。評価の内容は地域活性化戦略チームに報告される他、対外的に公表を行います。また、継続して地方の元気再生事業を行おうとする場合には、評価に基づき継続の適否を判断いたします。

なお、地方の元気再生事業として平成21年度に継続して実施しようとする取組については、平成20年度の取組の成果の評価を踏まえ、継続支援の適否が判断されます。継続することが適当と認められた取組は、別途作成公表する平成21年度の公募方法に従い手続を行ってください。